

2026 年 7 月 27 日 全 6 頁

企業価値担保権制度による融資機会の創出

無形資産を有する企業への資金供給と金融機関の課題

金融調査部

主任研究員

石井 一成

[要約]

- 2026 年 5 月に施行された企業価値担保権制度は、不動産担保や経営者保証に依存した従来型の融資から、事業の成長性や企業価値に着目した融資への転換を促すものであり、スタートアップや中堅・中小企業への新たな資金供給手段として期待されている。
- 制度開始直後から地方銀行を中心に活用が進み、既に幅広い業種で利用事例が確認されている。しかし、金融機関ごとに融資先を評価するポイントは多様であり、企業価値の源泉を総合的に評価する必要がある。
- 特許出願や研究開発に関する統計をみると、一部の業種では知的財産やノウハウの蓄積が進んでいることが示唆され、こうした無形資産を競争優位の源泉とする企業は、本制度との親和性が高いと考えられる。
- 一方、研究開発への取組みが活発な業種ほど金融機関からの借入への依存度が高いわけではなく、一部には「成長可能性はあるものの十分な資金調達ができていない」企業が存在する可能性が示唆される。
- 本制度の成否を左右するのは、制度そのものではなく、金融機関の事業性評価能力である。金融機関は専門人材を育成しつつ、事業の将来性が見込まれる企業へ積極的に資金を供給し、企業の成長と自らの収益基盤強化を両立させる取組みが求められる。

1. 企業価値担保権制度の施行

金融庁は、不動産担保や経営者保証に依存した従来型融資から、事業の将来性や企業価値に着目した融資への転換を政策的に後押ししている。その代表例が、「経営者保証改革プログラム」や2026年5月に施行された企業価値担保権制度である。経営者保証改革についてみると、民間金融機関における新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の比率は、過去10年間で年々上昇し、2024年度には半数を超える等、一定の成果を上げている¹。一方、担保付き融資に関する公表情報は少ないものの、2016年の帝国データバンクの調査²によると、国内企業の3分の2が有担保での借入を行っており、特に設備や不動産を多く有する製造業や不動産業で約8割に達している。担保として有価証券や預金等も利用されるが、2024年の金融庁の調査³によると、その中心は不動産である。こうした不動産への偏重に対し、企業価値担保権制度は、企業の知的財産やノウハウ、顧客基盤、人的資本等を含めた事業全体の価値を担保として捉える点に特徴がある⁴。具体的には、有形資産を十分に有していない一方で、高い技術力や将来の成長可能性を有するスタートアップや、担保余力が小さく新たな事業投資に必要な資金調達が難しい中堅・中小企業に対する資金供給の円滑化が期待されている。

2026年7月現在、国内の主要な全国紙・地方紙および日本経済新聞（関連専門紙を含む）を対象に「企業価値担保権」を本文に含む記事を日経テレコンで検索すると、制度施行後だけで96件に達した。日本経済新聞⁵によると、制度開始初月の5月だけで地方銀行を中心に16の金融機関が全国12道府県の20社に企業価値担保権を設定しており、その関心の高さがうかがえる。融資先は建材販売、製造業、IT、農業、飲食業、旅館業等、幅広い業種に広がっており、スタートアップだけでなく老舗企業も含まれる。一部の事例で実際に金融機関が事業性を評価したポイントを見ると、技術力やブランド力、成長性、経営者の資質等、多岐にわたる（図表1）。企業価値の源泉は企業によって異なるため、評価の着眼点や判断基準を画一的に設定することは容易ではない。事業性評価には専門知識や業界理解、継続的な伴走支援能力が不可欠であることを踏まえると、企業価値担保権制度は金融機関の事業性評価能力そのものを問う制度と位置付けられる。

¹ 金融庁「『[経営者保証に関するガイドライン](#)』等の活用実績について」（令和8年6月26日）

² 帝国データバンク「[国内企業22万社の融資等の保全状況実態調査](#)」（2016年11月9日）

³ 金融庁「[『我が国における事業者の持続的な成長を促す融資実務とその影響に関する調査研究』報告書の公表について](#)」（令和6年7月11日）

⁴ 企業価値担保権付き融資の引当等の考え方については、平石隆太「[企業価値担保権付き融資の引当等の考え方](#)」（大和総研レポート、2025年9月1日）を参照。

⁵ 日本経済新聞 電子版「[『企業価値担保権』の融資、開始初月は16行が活用 成長力に着目](#)」（2026年7月13日）

図表 1 企業価値担保権付き融資で事業性が評価されたポイント

金融機関	融資先	ポイント
西京銀行	農業スタートアップ	①後継者不足という地域課題に対応する持続可能な事業モデルの構築、②有機米生産における競争優位性の確立と高付加価値化の実現、③AI を活用した生産・管理手法による品質および収益性の再現性を評価。
福井銀行	合繊織物製造	業歴 110 年を超える歴史ある合繊織物製造会社であり、一貫生産体制と独自の織織技術进行评估。商工組合中央金庫と協調融資を実施。
清水銀行	産業廃棄物リサイクル	産業廃棄物を付加価値のある製品へと転換する事業を展開する等、公共性・社会的意義の高い事業を営み、地域社会における役割も大きいものと評価。また、今後の人材確保や育成の進展によって事業拡大の余地を有しており、経営者の意欲・実行力等も高く評価。
東邦銀行	酒造メーカー	地域の植物資源を活用したクラフトジン製造に関する技術力、商品の持つブランド力に裏付けされた事業の将来性・成長性に着目。

(出所) 各行公表資料より大和総研作成

2. 知的財産やノウハウを有する企業への資金供給の可能性

本制度は、全ての企業に対して同じように有効な制度とは限らない。最もその効果が発揮されるのは、知的財産やノウハウ、顧客基盤、人的資本等の無形資産が企業価値や競争優位の源泉となっている企業である。そこで、本章では、知的財産やノウハウといった観点から、本制度が有効な企業群について考察する。

特許庁の知的財産活動調査⁶によると、2024 年の年間特許出願件数は、電気機械製造業が最も多く、その他の非製造業、化学工業、業務用機械器具製造業、輸送用機械製造業と続く（図表 2）。また、資本金 1 億円以上の社内研究開発を実施している企業を対象とする調査⁷によると、研究開発集約度（売上高に対する自社負担研究開発支出総額の比率）が高い傾向にあるのは、学術・開発研究機関を除くと、医薬品製造業や電子応用・電気計測機械製造業、業務用機械器具製造業、自動車・同付属品製造業等である（図表 3）。これらの調査を踏まえると、電気機械や業務用機械、輸送用機械、化学、医薬品といった業種を中心に知的財産やノウハウが集積していることが示唆される。

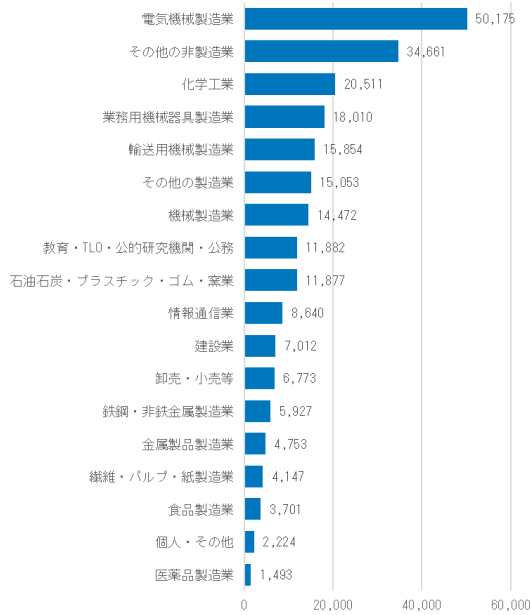
なお、2026 年 7 月 21 日に閣議決定された「日本成長戦略」で掲げられている 17 の戦略分野では更なる官民投資が予定されており、2025 年版の特許行政年次報告書⁸では、既に AI 関連発明の国内特許出願件数が急激に増加していることが報告されている。

⁶ 特許庁「[令和 7 年度知的財産活動調査](#)」（2026 年 7 月 24 日更新）

⁷ 文部科学省科学技術・学術政策研究所「[民間企業の研究活動に関する調査報告 2025](#)」NISTEP REPORT No. 211（2026 年 6 月 24 日）

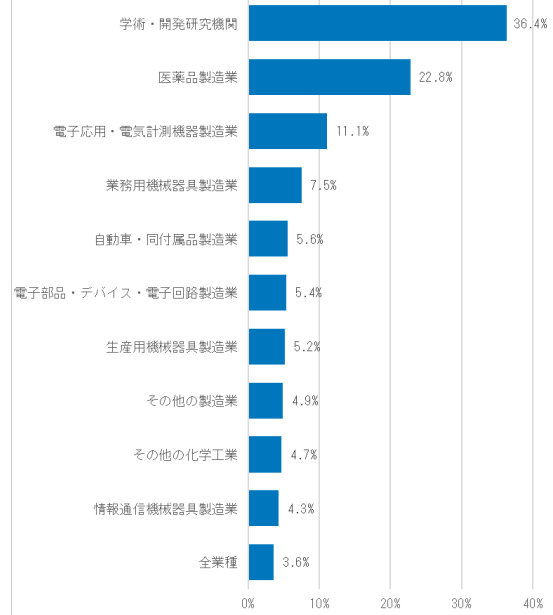
⁸ 特許庁「[特許行政年次報告書 2025 年版](#)」（2026 年 6 月 15 日更新）

図表 2 年間特許出願数



(出所) 特許庁より大和総研作成

図表 3 研究開発集約度



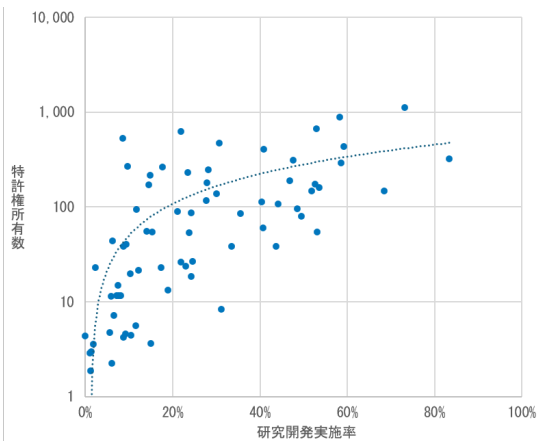
(注) 業種別の自社負担研究開発支出総額を売上高総額で除した平均値について、回答企業 10 社未満の業種を除いた上位 10 業種を抽出
(出所) 文部科学省科学技術・学術政策研究所より大和総研作成

ここで、2025 年経済産業省企業活動基本調査確報（2024 年度実績）⁹を用いて、企業による知的財産・ノウハウの蓄積と金融機関からの資金調達について考察する。第 3-1 表（産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、資産、負債及び純資産、剰余金の配当状況）の業種を対象に、研究開発実施率（国内または海外のいずれかで研究開発を実施している企業の比率）、特許権所有数、売上高研究開発費比率、不動産保有比率（総資産に対する不動産（土地のみ）の比率）、借入金比率（総資産に対する金融機関からの借入金の比率）の業種別平均値を推定した。なお、クレジットカード業・割賦金融業や学術・開発研究機関、そして企業数が 50 社以下の業種は分析対象から除外している。

研究開発を積極的に実施している業種は、所有する特許権の件数も多い傾向にあるが（図表 4）、その中には担保となる不動産をあまり有していない業種もみられる（図表 5）。企業価値担保権制度が導入されることで、これらの業種は不動産担保がなくとも資金を調達しやすくなる可能性がある。

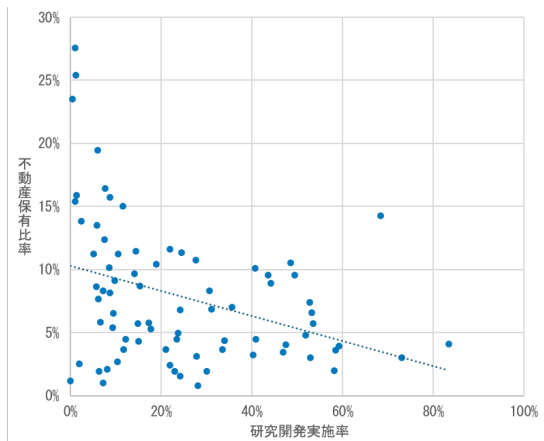
⁹ 経済産業省「[2025 年経済産業省企業活動基本調査確報（2024 年度実績）の公表のお知らせ](#)」（2026 年 6 月 29 日更新）

図表 4 研究開発実施率と特許権所有数



(注) 特許権所有数は対数目盛で表示
(出所) 経済産業省より大和総研作成

図表 5 研究開発実施率と不動産保有比率



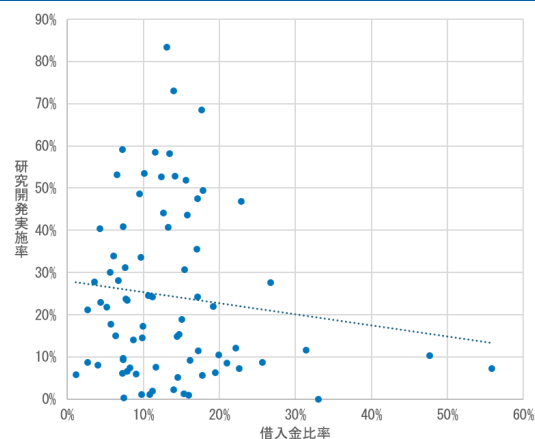
(出所) 経済産業省より大和総研作成

一方、図表 6 と図表 7 から、積極的に研究開発を実施している業種や多くの研究開発費を割いている業種ほど金融機関から資金を調達している、というわけではないことがわかる。

ただし、この結果から直ちに「研究開発企業は資金不足に陥っている」と結論付けることはできない。収益力が高く内部資金が潤沢な企業ではそもそも借入需要自体が小さい場合もある。また、研究開発のようなハイリスク・長期投資では、デットよりもエクイティによる資金調達が適しているケースも存在する。

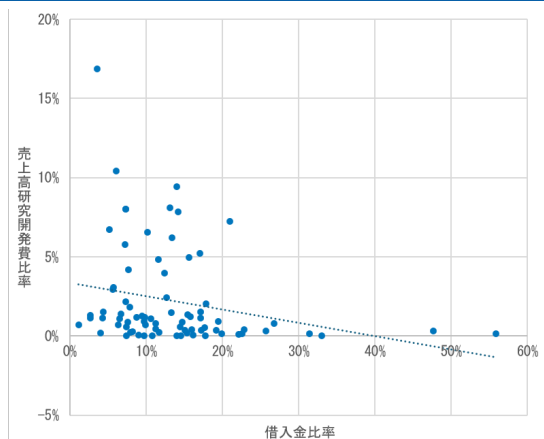
しかしながら、少なくとも一部の企業群では、「事業の将来性は高いが担保余力に乏しい」という理由から十分な融資を受けにくい状況が存在する可能性がある。特に、知的財産やノウハウを豊富に有する中堅・中小企業、研究開発型スタートアップ、専門技術を持つニッチな業界のトップ企業においては、企業価値担保権が資金調達手段の多様化につながると考えられる。

図表 6 借入金比率と研究開発実施率



(出所) 経済産業省より大和総研作成

図表 7 借入金比率と売上高研究開発費比率



(出所) 経済産業省より大和総研作成

3. 企業価値担保権制度の定着に向けた課題と金融機関への示唆

企業価値担保権とは、単に担保の対象が不動産から事業全体へ置き換わった制度ではない。その本質は、金融機関が融資先の事業内容や競争優位性、成長可能性を深く理解し、継続的な対話を通じて企業価値の向上を支援することにある。前章の分析では、企業が有する知的財産やノウハウに着目していたが、顧客基盤やブランド力、企業の独自データ、ネットワーク、サプライチェーン上の優位性等も重要な企業価値の源泉となり得る。したがって、金融機関には事業モデルそのものを理解する能力が求められることを踏まえると、本制度の普及に向けた最大の課題は事業性評価を担う金融機関の人的体制の整備であると考えられる。

もっとも、日本の金融機関には人材育成の面で構造的な課題が存在する。多くの金融機関では、人事ローテーションを通じて幅広い業務経験を積ませるジェネラリスト型の人材育成が行われている。このような環境下では、半導体やバイオテクノロジーといった高度な専門知識を必要とする分野の事業性を理解することは容易ではない。一方、金融庁が人材育成・体制整備の参考事例¹⁰として紹介している米国の商業銀行では、融資担当者は専門職として位置付けられており、特定分野での知識や経験を長期的に蓄積して、業界に関する深い理解を前提に顧客との関係を構築している。キャリアパスも専門性の向上を重視する傾向が強く、日本型の人事異動とは対照的である。もちろん、米国型の体制をそのまま導入することは現実的ではないが、少なくとも一部の人材については専門性を重視した育成体系への転換が求められる。例えば、成長産業動向や知的財産評価、スタートアップ支援等の分野において専門人材を育成しつつ、本部による専門支援体制を整備することが重要となる。

金融機関にとって、企業価値担保権制度は新たな取引機会の創出という側面も有する。これまで担保不足を理由として十分な融資が難しかったスタートアップや研究開発型企业との取引拡大が期待できるだけでなく、事業の成長段階から支援を行うことで、融資以外の取引へ発展する可能性もある。金融機関にとって特に重要なのは、企業価値担保権付き融資を融資商品の一つとして捉えるのではなく、顧客との関係強化を進める経営戦略として位置付けることである。人口減少や地域経済の縮小が続く中、金融機関自身の成長は企業の成長なくして実現できない。企業の事業価値向上を支援することは、結果として金融機関自身の収益基盤強化にもつながると考えられる。

¹⁰ 金融庁「『全資産担保を活用した米国の融資・再生実務の調査』報告書の公表について」（令和4年4月8日）